

公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和7年11月7日

収支等命令者

佐賀県教育委員会事務局教育振興課特別支援教育室長 近藤 清孝

1 競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 佐賀県立鳥栖特別支援学校及び佐賀県立中原特別支援学校給食調理業務委託
- (2) 業 務 概 要 仕様書のとおり
- (3) 委 託 期 間 契約締結日から令和11年7月31日まで
- (4) 履 行 場 所 ①佐賀県立鳥栖特別支援学校給食調理場及びその附帯施設
②佐賀県立中原特別支援学校

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要する。なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 別紙「仕様書」に示す業務の履行に必要な専門的能力のある従事者を十分に擁すること。
- (2) 学校給食に関する法令、食品及び公衆衛生に関する法令、その他関係法令及びそれに基づく通知、労働基準及び労働安全など労働関連法令を遵守できること。
- (3) 別紙「仕様書」に記載している業務を適切に遂行可能な豊富な実績と運営・実施体制を有していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (7) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当するものでないこと、及び次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に

- 暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (9) 過去 2 年間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）または地方公共団体との間において、健康増進法第 20 条に規定する「特定給食施設」における給食調理業務に関する契約を締結し、かつこれを適切に完了した実績を 1 件以上有すること。
- (10) 製造物損害賠償保険（PL 保険）等の損害補償制度に加入していること。

3 入札手続き等に関する事項

(1) 担当課

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

佐賀県教育委員会事務局教育振興課特別支援教育室

鳥栖特別支援学校開校準備担当（佐賀県庁旧館 2 階）

・電話番号 0952-25-7475

・電子メールアドレス kyouiku-shinkou@pref.saga.lg.jp

(2) 入札関係書類の交付方法等

令和 7 年 1 月 7 日（金）の午前 9 時から令和 7 年 1 月 22 日（月）の午後 5 時までの間、佐賀県のホームページで公開する。

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、別紙入札説明書を参照のうえ参加資格確認申請書に関係資料を添付し、令和 7 年 1 月 21 日（金）午後 5 時までに上記 3（1）の担当課に提出（期日までに必着）しなければならない。

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

(5) 入札参加資格の確認結果は、令和 7 年 1 月 28 日（金）までに通知する。

(6) 契約内容等に対する質問書の受付等

本契約の内容及び入札手続等に関する質問については、別に定める質問書に質問内容を記載し、令和 7 年 1 月 17 日（月）午後 5 時までに(1)の電子メールアドレスへ送信すること。

回答は令和 7 年 1 月 21 日（月）までに質問者及び同日までに入札参加資格確認申請書を提出した者に電子メールで送付する。

(7) 提案書

関係資料を添付のうえ、上記担当課に持参又は郵送すること。

ア 提案書の内容は、別紙説明書を参照すること。

イ 提出期限 令和 7 年 1 月 25 日（金）午後 5 時まで

ウ 提案書の様式は別紙のとおりとする。

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

(8) プレゼンテーションの日時及び場所

ア 日 時 令和 7 年 1 月 18 日（木）午後 2 時

イ 場 所 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

佐賀県庁本庁舎新館 6 階 63 号会議室（予定）

ウ プレゼンテーションは参加者ごとに行う。参加者ごとの開始時間は別途連絡する。

(9) 総合評価に関する事項

ア 評価基準は別紙のとおりとする。

イ 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。

ウ 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

(10) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日 時 令和7年12月22日(月) 午後2時

イ 場 所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県庁本庁舎新館3階 32号会議室(予定)

ウ 入札方法 イの場所に入札者が直絶持参すること。

エ 入札書の様式は別紙のとおりとする。

オ 代理人による入札の場合は、委任状を提出すること。

4 開札に関する事項

(1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行う。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 次のいずれかに該当する者が行った提案は無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 一人で二以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のない者

カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合

キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合

ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札者の負担とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行なうことができないとき。

(5) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、総合点の最も高い者を落札者とするものとする。

イ 落札者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、地方自治法施行令第167条の9の規定により、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者(開札に立ち会っていない者を含む。)があるときは、これに代えて、当該入札事務に

関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(6) 入札書が次の各号に該当する場合は、無効の入札となる。

- ア 金額の記載のないものまたは重複記載のあるもの。
- イ 頭書金額が訂正されているもの。
- ウ 所定の場所および日時に到達しないとき。

5 入札保証金

- ア 入札書の提出期限までに、見積る契約金額の 100 分の 5 以上に相当する金額を納付すること。
 - イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則(平成 4 年佐賀県規則第 35 条)第 104 条第 1 項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができる。
 - (ア) 国債又は地方債 額面金額(割引債券にあっては、時価見積額)
 - (イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の 10 分の 8 以内で換算して得た金額
 - (ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手(佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。) 券面金額
 - (エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から 1 月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)
 - (オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額
 - (カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額
 - ウ 次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付を免除する。
 - (ア) 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の 100 分の 5 以上)を締結し、その証書を上記担当課に提出する場合
 - (イ) 国又は地方公共団体その他知事が別に定める団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去 2 年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合。なお、同種とは、健康増進法第 20 条に規定する「特定給食施設」における給食調理業務を指し、同規模とは 1 回 100 食以上または 1 日 250 食以上の食事を提供する施設を指す。
 - (ウ) (イ)の条件により入札保証金の免除を求める場合は、別紙実績書を上記担当課に提出すること。
- 注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。
- エ 入札保証金等は次の各号の時期に還付する。
 - (ア) 落札者以外の者…落札者決定後
 - (イ) 落札者……………契約締結後

6 契約保証金

- ア 契約締結の際に、規則第 115 条第 1 項に基づき契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額の契約保証金を納付すること。
- イ 契約保証金の納付に代えて、規則第 116 条第 1 項の規定に基づき、3 の(6)のイの各号に掲

げる担保を供することができる。

ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 国または地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去 2 年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。なお、同種とは、健康増進法第 20 条に規定する「特定給食施設」における給食調理業務を指し、同規模とは 1 回 100 食以上または 1 日 250 食以上の食事を提供する施設を指す。

(ウ) (イ) の条件により契約保証金の免除を求める場合は、別紙実績書を上記担当課に提出すること。

注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

7 その他

ア 参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

イ 提案書等の作成に要する費用は参加者の負担とする。